

2021年6月8日

株 主 各 位

東京都墨田区亀沢一丁目1番15号

チ ム ニ 株 式 会 社

代表取締役社長 和 泉 學

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本年は現時点においても都内においては新型コロナウイルスの感染拡大が収束しておりません。株主の皆様の安全を最優先に配慮することに鑑み、可能な限り書面によって議決権を行使頂きますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2021年6月22日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また当日ご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防にご配慮頂きご自身の健康状態にご留意頂いた上で、ご来場を見合わせて頂くことも含めてご検討頂きますようお願い申し上げます。

なお、当日会場にて株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がございますのでご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時
(受付開始時刻は、午前9時15分を予定しております。)
(開催日が前回定時株主総会の日(2020年7月28日)に応答する日と離れておりますのは、前回定時株主総会は、新型コロナウイルス禍により2020年3月期決算が延期となったため、株主総会にて権利を行使できる基準日を2020年6月8日に再設定したためであります。)
2. 場 所 東京都江東区亀戸二丁目19番1号
江東区亀戸文化センター 3階 カメリアホール
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照頂き、お間違いのないようご注意ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第13期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役13名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席を頂くことが可能です。ただし代理権を証明する書類の提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- 当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.chimney.co.jp/ir/news.html>）に掲載しておりますので本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ①連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の連結注記表
 - ②株主資本等変動計算書、計算書類の個別注記表
 - 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - 本年も株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、経済活動は大きく制限を受け、個人消費も落ち込むなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。外食業界におきましては、2020年4月から5月にかけて発出された緊急事態宣言の解除以降、8月から9月にかけて自治体から営業時間の短縮要請などがありましたが、その後、GoToキャンペーン等の施策もあり、売上高には一時、回復の兆しが見えていました。しかしながら、11月下旬以降、感染の第3波が到来し、2021年1月には、2度目の緊急事態宣言が発出されることとなり、最近では変異株の感染が拡大してきております。居酒屋におきましては、自治体からの営業時間の短縮要請、外出及び会食の自粛要請などにより、売上高は大きく影響を受け、大変厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、お客様や従業員の安全を第一に考え、衛生管理や感染拡大防止に取り組みながら、お客様からありがたいいただける営業を続けてまいりました。withコロナへの対応としましては、「食を中心とした総合サービス産業」として、食事需要及びご家族での利用にも対応した「安べゑ」「牛星」などの新業態への転換やテイクアウト商品の強化を実施してまいりました。また、12月には、配膳ロボットを導入し、配膳作業などの一部をロボットが担うことにより、従業員が商品説明などのお客様へのサービスに、より集中できるよう取り組み、お客様満足度の向上に努めております。コスト面につきましては、売上原価及び人件費のコントロール、不採算店舗の閉店、家賃の減免交渉をはじめ各種経費の見直しを行い、損益分岐点の引き下げを図っております。

コントラクト事業部におきましては、固定客が継続的にご来店される事業形態の特性に対応し、店舗独自の日替わりメニューを充実させるなど、安全安心な「また行きたくなる店舗作り」を心掛けてまいりました。

店舗数につきましては、当社におきまして直営店の新規出店は6店舗（74店舗の退店）、フランチャイズへの建売が6店舗（フランチャイズ店から直営店への切り替えが12店舗）あったことにより、当連結会計年度末の飲食事業直営店の店舗数は276店舗（前期末338店舗）となりました。コントラクト店につきましては、退店が1店舗あったことにより、当連結会計年度末のコントラクト店の店舗数は90店舗（前期末91店舗）となりました。また、フランチャイズ店は新規出店が2

店舗（43店舗の退店）、直営店からの転換が6店舗（直営店への切り替えが12店舗）あったことにより、当連結会計年度末のフランチャイズ店の店舗数は201店舗（前期末248店舗）となりました。さらに連結子会社におきましては、当連結会計年度末における株式会社紅フーズコーポレーションの店舗は17店舗、めっちゃ魚が好き株式会社は10店舗、株式会社シーズライフは10店舗であり、当連結会計年度末の当社グループの店舗数は604店舗、当社の店舗数は567店舗となっております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響により、13,229百万円（前年同期比67.8%減）となり、営業損失は6,100百万円（前年同期は283百万円の営業利益）となりました。また、経常損失は、雇用調整助成金1,360百万円の計上により、4,553百万円（前年同期は36百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は、9,004百万円（前年同期は2,812百万円）となりました。これは、特別損失に店舗の臨時休業期間中に発生した固定費等の費用を新型コロナウイルス対応による損失として1,587百万円計上したこと、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損損失1,211百万円を計上したこと、閉店を決定した店舗に対して、店舗閉鎖損失引当金528百万円を計上したこと、及び繰延税金資産の取崩しにより法人税等調整額を960百万円計上したことなどによるものであります。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度中において金融機関から10,200百万円借入れ、314百万円の返済を行い、当連結会計年度末の借入金残高は、10,246百万円となっております。また、リース会社に対する債務はリース残高が179百万円となっております。

② 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、484百万円で新規出店及び改装、業態転換等の内装、厨房等の設備投資であります。なお、設備投資額には、差入保証金60百万円が含まれております。

(3) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 2017年度	第 11 期 2018年度	第 12 期 2019年度	第 13 期 2020年度
売 上 高 (千円)	46,761,806	45,685,494	41,107,273	13,229,571
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	3,165,279	2,505,153	36,644	△4,553,447
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△) (千円)	1,640,742	1,205,904	△2,812,017	△9,004,328
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	85.73	62.91	△146.44	△467.83
総 資 産 (千円)	29,322,456	28,146,848	20,530,714	20,083,529
純 資 産 (千円)	16,711,290	17,395,722	14,007,483	4,978,503
1株当たり純資産額 (円)	871.63	907.32	728.50	257.85

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 2017年度	第 11 期 2018年度	第 12 期 2019年度	第 13 期 2020年度
売 上 高 (千円)	45,002,993	43,980,567	39,282,463	12,005,666
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	3,118,419	2,469,142	449,612	△4,301,778
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	1,642,812	1,161,585	△2,682,559	△8,893,035
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	85.84	60.60	△139.70	△462.05
総 資 産 (千円)	29,028,817	27,830,609	20,236,693	19,805,303
純 資 産 (千円)	16,639,487	17,279,788	14,039,087	5,087,009
1株当たり純資産額 (円)	868.08	901.49	730.36	263.67

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を第11期の期首から適用しており、第10期に係る

①企業集団の財産及び損益の状況につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の数値になっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する外食産業におきましては、お客様の選別志向は厳しく、他業種を含めた企業間競争の激化など、厳しい状況が続いております。2020年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えており、これらへの対応が必須の状況下にあります。このような環境のなか、当社グループと致しましては、社会環境の変化やお客様のニーズを的確に捉え、価値あるものをお客様へ提供し、サービスレベルの向上と従業員満足度の向上への取り組みを絶え間なく続けていくことが重要であると考えております。

具体的に対処すべき課題と致しましては、以下の点を重視して行動してまいります。

① 新型コロナウイルス感染症への対応

昨年来の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、わが国において経済活動や消費者の消費行動に大きな影響を与えております。このような状況のなか、当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大防止への社会的な要請を踏まえ、直営店及びフランチャイズ店において、臨時休業や営業時間の短縮等を実施してまいりました。また、お客様や従業員の安全を第一に考え、衛生管理や感染拡大防止に取り組みながら、お客様からありがたいいただけるよう営業を継続しておりますが、売上高は大きく影響を受け、大変厳しい状況が続いております。

今後につきましては、ワクチン接種が進むことにより、2022年6月頃にかけて新型コロナウイルス感染症は徐々に収束していくものと予測し、売上高は回復するものと見込んでおります。コスト面につきましても、売上原価及び人件費のコントロール、不採算店舗の閉店、家賃の減免交渉をはじめ各種経費の見直しを行い、損益分岐点の引き下げを図っております。資金面につきましては、各種助成金や協力金の支給を受けるとともに、既存取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。また、新たな金融機関からの借入れを検討しております。

したがいまして、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

② 安心してご来店いただける体制の維持（「安全」「安心」の提供）

当社におきましては、安全確保のため、仕入食材の品質管理、配送段階における温度管理と鮮度の維持、加工段階及び店舗における衛生管理など、チェック体制の整備運用に努めております。新型コロナウイルス感染症対策（従業員の体調チェック・管理、手洗い・アルコール消毒・マスク着用の徹底・維持、換気、窓・入り口の開放、テーブル・厨房機器の消毒、トイレの消毒と清掃の

徹底、ご着席スペースの適正配置、お会計時の非接触等）を推進し、お客様が安心してご来店いただけるよう常に心がけてまいります。

③ 人材教育・訓練体制の強化

人を介するサービス業において、「人財の育成に勝るものなし」の思いのもと、「志」「技術」「情熱」をもてる人材教育・訓練を目指しております。訓練されたおもてなしや調理技術を通じ、お客様から「ありがとう」をいただける店舗を維持できるよう努めてまいります。また、社会や人財の多様性に対応した従業員満足度の向上や採用・教育・訓練に取り組んでまいります。

④ 新業態開発の推進及び販売チャネルの強化

当社グループは、「はなの舞」「さかなや道場」をはじめとする居酒屋を中心に店舗展開してまいりましたが、今後は、「食事（昼間）需要」「家族利用」に適応する新業態展開への取り組みを強化してまいります。これと同時にお客様のニーズをふまえた必須のインフラとして、手軽にご利用できるテイクアウト、デリバリーにつきましてもブラッシュアップし、当社グループが掲げる「食を中心とした総合サービス」を提供できる企業を目指してまいります。

⑤ M&Aについて

当社グループは、企業価値の向上のため、売上及び利益の拡大に寄与し、店舗網の拡大が見込める可能性があると判断された事業譲渡や企業買収案件について検討を進め、協働領域、競合領域を意識した事業展開を推進してまいります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社やまやであり、同社は当社の株式9,793,700株（自己株式を除いた出資比率50.7%）を保有しています。

当社は親会社から主として酒類等の仕入れを行っております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

事業セグメント	事業の内容
飲食事業	居酒屋を中心とした飲食店の運営
コントラクト事業	給食及び施設内での飲食店の営業受託
その他	－

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 主要な営業所

イ. 当社

本 社 東京都墨田区両国三丁目22番6号
（登記上の本店所在地 東京都墨田区亀沢一丁目1番15号）
物 流 センター 埼玉県さいたま市緑区美園一丁目7番8号
店舗数の推移

業 態	2018年3月期		2019年3月期		2020年3月期		2021年3月期	
はなの舞	273	(120)	266	(122)	244	(114)	173	(72)
団 欒 炎	7	(0)	7	(0)	6	(0)	7	(1)
こだわりやま	40	(3)	33	(1)	30	(2)	22	(1)
さかなや道場	205	(151)	210	(151)	202	(147)	150	(105)
龍馬 軍鶏農場	11	(10)	10	(9)	8	(8)	2	(2)
豊丸水産	26	(25)	22	(20)	19	(18)	14	(14)
やきとりさくら	18	(18)	14	(12)	14	(11)	4	(3)
チムニー	5	(0)	4	(0)	3	(0)	3	(0)
升屋	4	(1)	3	(1)	3	(1)	3	(1)
安べゑ	－	－	－	－	－	－	35	(35)
牛星	－	－	－	－	－	－	13	(10)
コントラクト	91	(91)	93	(93)	91	(91)	90	(90)
他業態	38	(20)	51	(30)	57	(37)	51	(32)
合計	718	(439)	713	(439)	677	(429)	567	(366)

(注) () 内は直営店

ロ. 子会社

魚鮮水産株式会社

株式会社紅フーズコーポレーション

めっちゃ魚が好き株式会社

大田市場チムニー株式会社

株式会社シーズライフ

愛媛県八幡浜市向灘2453番地

東京都墨田区両国三丁目22番6号

兵庫県尼崎市南武庫之荘一丁目13番15号

東京都大田区東海三丁目2番8号

東京都墨田区両国三丁目22番6号

店舗数の推移

会社名	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
(株)紅フーズコーポレーション	19 (19)	21 (21)	20 (20)	17 (17)
めっちゃ魚が好き(株)	12 (12)	13 (13)	11 (11)	10 (10)
(株)シーズライフ	—	—	12 (12)	10 (10)

(注) () 内は直営店

② 使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減
社 員	752 ^名	△350 ^名
パートタイマー	804	△2,131
合 計	1,556	△2,481

ロ. 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
社 員	671 ^名	△342 ^名	才 42 ヶ月 5	年 7 ヶ月 5
パートタイマー	743	△2,049	— —	— —
合 計	1,414	△2,391	— —	— —

- (注) 1. 平均年令、平均勤続年数、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. パートタイマーにはアルバイトも含め、使用人数は、一人当たり173時間／月換算により算出しております。

(8) 当社の主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
㈱みずほ銀行	5,128,000千円
㈱三菱UFJ銀行	2,364,000千円
㈱りそな銀行	1,754,000千円
㈱三井住友銀行	754,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 19,340,800株 |
| (3) 株主数 | 15,047名 |
| (4) 大株主 | |

(2021年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 や ま や	9,793,700株	50.76%
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	1,759,700株	9.12%
加 藤 産 業 株 式 会 社	1,000,000株	5.18%
麒 麟 麦 酒 株 式 会 社	1,000,000株	5.18%
和 泉 學	418,200株	2.16%
チ ム ニ ー 取 引 先 持 株 会 2	255,100株	1.32%
チ ム ニ ー 取 引 先 持 株 会 1	195,600株	1.01%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	177,200株	0.91%
株 式 会 社 N S K	150,000株	0.77%
中 部 飼 料 株 式 会 社	103,100株	0.53%

※持株比率は、自己株式(47,790株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

会社の地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 内 英 靖	株式会社やまや 代表取締役会長 やまや商流株式会社 取締役 やまや関西株式会社 代表取締役社長 やまや東日本株式会社 代表取締役社長 株式会社つば八 代表取締役会長 マルシェ株式会社 取締役
代表取締役社長	和 泉 學	社長執行役員 株式会社つば八 代表取締役社長 株式会社シーズライフ 取締役
取 締 役	水 上 貴 史	副社長執行役員 経営企画担当 株式会社つば八 取締役 株式会社シーズライフ 取締役
取 締 役	根 本 博 史	専務執行役員 管理担当兼専門業態担当 めっちゃ魚が好き株式会社 代表取締役社長 株式会社つば八 取締役 株式会社紅フーズコーポレーション 取締役
取 締 役	伊 藤 浩 之	常務執行役員 直営統括担当兼東日本直営担当
取 締 役	寺 脇 剛	常務執行役員 FC事業部長
取 締 役	山 内 英 房	株式会社やまや 取締役ファウンダー やまや商流株式会社 代表取締役社長
取 締 役	山 内 一 枝	株式会社やまや 取締役副会長
取 締 役	佐 藤 浩 也	株式会社やまや 代表取締役社長兼社長執行役員 やまや商流株式会社 取締役 株式会社つば八 取締役
取 締 役	田原口 裕 基	株式会社やまや 執行役員経理部長 株式会社つば八 取締役
取 締 役	大 関 均	太陽有限責任監査法人パートナー
取 締 役	沖 田 美恵子	島田法律事務所パートナー弁護士
常 勤 監 査 役	永 井 政 次	株式会社紅フーズコーポレーション 監査役 めっちゃ魚が好き株式会社 監査役 株式会社シーズライフ 監査役
監 査 役	中 原 慎 一	
監 査 役	越 仲 信 雄	越仲信雄税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役のうち大関均氏、沖田美恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、大関均氏及び沖田美恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
2. 常勤監査役 永井政次氏は、株式会社つば八の経理部門における長年の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役のうち中原慎一氏、越仲信雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。当社は、中原慎一氏及び越仲信雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届

- け出ております。
4. 監査役 越仲信雄氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 株式会社やまやは当社の親会社であります。
 6. やまや商流株式会社及びやまや関西株式会社並びにやまや東日本株式会社は株式会社やまやの子会社であります。
 7. 株式会社つば八は株式会社やまやの子会社であり、当社の関連会社であります。
 8. 株式会社紅フーズコーポレーション及びめっちゃ魚が好き株式会社並びに株式会社シーズライフは当社の子会社であります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任事由	退任日	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
三浦千春	辞任	2021年1月18日	監査役 (重要な兼職の状況) 株式会社やまや 常務執行役員総務部長 株式会社つば八監査役

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	固 定 報 酬
取 締 役 (うち、社外取締役)	7名 (2名)	49,320千円 (7,200千円)
監 査 役 (うち、社外監査役)	3名 (2名)	14,020千円 (5,200千円)
合 計	10名	63,340千円

- (注) 1. 取締役の報酬等は、固定報酬と賞与により構成し、各取締役の報酬は、2010年7月22日開催の臨時株主総会において決議された報酬限度額（年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与とは含まない））の範囲内において定めるものとしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。
2. 取締役の個人別の報酬等につきましては、取締役会の委任に基づき、代表取締役社長和泉學及び代表取締役社長が指定する取締役ににより、固定報酬については役職等を勘案して具体的な報酬額を決定し、賞与については役職、担当、業績、予算達成状況、会社に対する貢献度等を総合的に勘案して決定するものとしております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が手続きを経て決定されていることを確認することにより、当該方針に沿うものであると判断しております。
3. 取締役の報酬等は、在職時に限り支給するものとし、退職慰労金等は支給しないものとします。但し、2007年3月29日開催の株主総会において決議された役員退職慰労金制度廃止時の打ち切り支給分（退任時に贈呈）を除くものとします。
4. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
5. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。
6. 社外役員の報酬等のうち、親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等はありません。
7. 当事業年度については、新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい経営環境を踏まえ、2020年4月から9月にかけて業務執行取締役及び常勤監査役の報酬の一部返上を行っております。
8. 監査役の報酬限度額は、2010年7月22日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名で

す。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤・非常勤などを考慮し、監査役会にて決定することとしております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先

地位	氏名	重要な兼職先	兼職の内容
取締役	大関均	太陽有限責任監査法人	当社との間に特別な利害関係はありません。
取締役	沖田美恵子	島田法律事務所	当社との間に特別な利害関係はありません。
監査役	中原慎一	—	—
監査役	越仲信雄	越仲信雄税理士事務所	当社との間に特別な利害関係はありません。

② 事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動内容
取締役	大関均	15回/15回	—	投資会社等で培った豊富な経験に基づき、取締役会では積極的に発言し、建設的な提言を行っております。
取締役	沖田美恵子	15回/15回	—	弁護士として培われた法律の専門家としての経験と幅広い識見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提言を行っております。
監査役	中原慎一	15回/15回	15回/16回	当社の監査役としての経験と、実業界での実務経験に基づく高い見識をもとに、当社経営の妥当性、適法性を確保するための助言、発言を行っております。
監査役	越仲信雄	14回/15回	15回/16回	税理士としての会計税務に関する経験知識等に基づき、当社の経営全般、特に税務面について発言を行っております。

※社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

投資会社等で培った経験及び弁護士としての経験に基づき、取締役会などを通じて発言及び提言を行うことにより、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行い、また支配株主と少数株主との利益相反の監督を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,300千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、前年度の会計監査人の職務遂行状況を検証し、当事業年度の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠の妥当性を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案の内容とすることを決定します。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

【体制】

当社及び当社の子会社は、チムニーグループの持続的な発展と企業価値の向上のため、創立当初からの企業理念「世界中のお客様からありがとうと言われる企業になろう」の実現に努めるとともに、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のように定めております。

1. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 企業倫理憲章を最高経営責任者より全役職員に伝達し、法令及び社会倫理の遵守を当社企業活動の前提とする。
 - (2) 最高経営責任者は、担当役員を以て社内規程の整備、運営を徹底する。
 - (3) 取締役は、コンプライアンスを所管する統括責任者としてコンプライアンス担当役員を配置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努める。
 - (4) 代表取締役直属の機関として内部監査室を設置する。
内部監査室は、業務遂行が法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提案を行う。
 - (5) 各部または室を統括する役員は、固有のコンプライアンスリスクを分析し対策を具体化させ、内部統制委員会において審議した結果を、取締役会に報告する。
 - (6) 全役職員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに総務を統括する部長に報告を行う。また、公益通報の取扱に関する規程に基づき、全役職員が直接報告可能な総務部及び常勤監査役を窓口とする2つのホットラインを設置し、報告及び通報を受けた総務を統括する部長はその内容を直ちに調査し、不正行為が明らかになった場合には速やかに是正措置を講ずると共に再発防止策を策定し、実施する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報は、当社取締役会規程、文書取扱規程その他の規程に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
 - (2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとし、情報の保存及び管理を行う。
 - (3) 文書取扱規程の改定等の事項は、当社執行役員会において審議し決議する。
3. チムニーグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、危機管理規程を定め、リスクを適切に管理する体制を整備する。
 - (2) 内部統制委員会を毎月開催し、リスクの未然防止とリスクへの迅速な対応に努める。
 - (3) 内部統制に関する総合的担当者を総務を統括する役員とし、当社全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

(4) 内部監査室は、各部門のリスクを監査し、その結果を最高経営責任者に報告する。

また、必要に応じ改善策を執行役員会において審議決定し、その結果を取締役に報告する。

4. 当社及びグループ会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、業務の効率的運営と責任体制を確立するため組織規程及び職務権限規程を定め、取締役の業務執行の効率性を確保する。

(2) 当社は、執行役員制度により、業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定に基づき業務を執行する。

5. チムニーグループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、子会社に対し、次の各号を行うことを求めることにより、チムニーグループの内部統制システムを整備する。

① 当社関係会社管理規程に基づき、重要な意思決定については事前に当社の承認を得ること、または当社に対し報告を行うこと。

② 当社の取締役会に対し、業務執行状況の報告を四半期に1回以上行うこと。

(2) 当社の監査役は関係会社管理規程に基づき、子会社に対する監査を年間2回行い、監査の結果を関係会社管理担当役員に報告する。

(3) 当社の内部監査室は子会社に対し定期的に業務監査を行い、監査結果を関係会社管理担当役員及び当社の監査役会に報告する。

6. フランチャイズ店舗（以下、F C店舗という）における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社はF C管理規程を定め、F C事業における取引の安全確保に努めるとともに、債権の回収に係る危険を未然に防止する。

(2) フランチャイズ契約書等の重要書類は文書取扱規程に基づき保存及び管理する。

(3) F C事業部担当役員及びF C事業部員は、F C店舗における問題について改善策を協議し、店舗に対し指導又は支援を行い、その結果を定期的に執行役員会に報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その者の取締役からの独立性に関する事項、及びその者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当社は必要に応じて、内部監査室所属の使用人に監査役の職務を補助させるものとする。

(2) 前号に定める監査役の職務を補助する者は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合には、監査役の指揮命令に従うものとする。

(3) 前号に定める監査役の職務を補助する者の異動・懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(1) 取締役は、監査役に報告すべき事項を監査役と協議し、以下の各号に定める事項を報告する。

- ① 執行役員会で決議された事項
- ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 月次の経営状況における重要な事項
- ④ リスクに関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令及び定款違反
- ⑥ 内部通報制度の通報状況及びその内容
- ⑦ 前各号に定めるほか、コンプライアンスに関する重要な事項

(2) 当社の使用人は、前項第2号、第5号に関する重大事実を発見した場合には、監査役に直接その事実を報告することができる。

(3) 監査役は、内部監査室から監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めるとともに、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(4) 取締役は、監査役が取締役会のほか執行役員会、全体会議、内部統制委員会等の重要な機関等の協議の場に常時出席する機会を確保するものとし、議案の内容を事前に提示する。

(5) 監査役は、重要な議事録、決裁書類等を常時閲覧できるものとする。

9. グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

(1) グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、グループ各社の業務の適正を確保するうえで当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、当社の監査役に直接報告することができるものとする。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、公益通報の取扱に関する規程において、監査役に通報した者が、通報したことを理由として不利な取り扱いを受けることを禁止する。

(2) 当社は、監査役に通報したことを理由として通報した者の職場環境が悪化した場合、通報者の保護に必要な措置を講ずるものとする。

11. 監査役職務の職務執行によって生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる費用の前払い、または債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、関連する社内規程に基づき速やかにこれを処理する。

12. その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、監査役が外部の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

【運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社は、定例取締役会を原則月1回開催し、取締役の職務の執行を監督する他、常勤監査役は、内部統制の実践に向けた規程及び組織体制等の整備の状況を監視し検証すると共に、内部監査室は、監査計画に基づき内部統制システムの運用状況のモニタリングを行い、システムが有効に機能するよう努めております。

(2) コンプライアンス体制

当社総務部は、内部通報制度の利用者に対し、社内報等による利用ルールの周知に努めております。当事業年度における重大な法令違反等に関する内部通報はありませんでした。

コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行うための環境を整備するため、インサイダー取引規制セミナー等を実施しました。

(3) 情報保存管理体制

常勤監査役は、取締役会議事録、契約書、覚書その他の重要書類の作成及び保存管理状況を定期的に点検し、情報管理の徹底を図りました。

(4) リスク管理体制

有事の発生に備え、「危機管理規程」を定める他、内部統制委員会を適宜、衛生委員会を原則月1回開催し、リスクの未然防止と問題への迅速な対応に努めました。

(5) 効率的職務執行体制

当社は、執行役員会を原則毎週開催するとともに、執行役員の権限と責任を明確にし、迅速な意思決定に基づく業務執行に努めております。

(6) 子会社管理体制

当社は、すべての子会社に当社の役員又は所管部門の責任者を役員として派遣しております。また、子会社から当社への報告体制に従って報告を受けた事項について、事前承認を行いました。

子会社の監査役を兼務する当社常勤監査役は、内部監査室と連携し子会社に対し監査を行いました。

(7) フランチャイズ（F C）事業における業務の適正を確保するための体制

F C事業を管掌する執行役員は「F C管理規程」に基づき、月初に開催する執行役員会に事業の状況を報告し、重要な案件については執行役員会で協議し対応しました。

(8) 監査役監査体制

取締役は、当社の内部統制システムの基本方針に記載のある報告事項を監査役に報告し、内部監査室は、監査役会に監査の結果を報告しました。

常勤監査役は、重要書類の閲覧の他、「取締役会」「執行役員会」「全体会議」「内

部統制委員会」等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監視し検証しました。監査役会は、四半期毎に会計監査人及び内部監査室と意見交換を行いました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、収益力を強化し将来の事業展開と経営体質の強化のための内部留保を確保するとともに事業及び財務基盤を勘案して配当を実施していくことを基本方針としております。なお、機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。また中間配当の基準日を9月30日として定款で定めております。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流 動 資 産]	[8,256,025]	[流 動 負 債]	[12,596,753]
現 金 及 び 預 金	6,259,428	買 掛 金	433,163
売 掛 金	175,910	F C 債 務	41,365
F C 債 権	548,488	短 期 借 入 金	10,000,000
商 貯 蔵 品	196,520	1年内返済予定の長期借入金	32,700
未 収 入 金	24,017	リ ー ス 債 務	91,847
そ の 他	1,039,974	未 払 金	613,490
貸 倒 引 当 金	399,414	未 払 法 人 税 等	3,859
	△387,729	賞 与 引 当 金	179,832
[固 定 資 産]	[11,827,503]	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	354,941
(有 形 固 定 資 産)	(1,937,332)	資 産 除 去 債 務	502,376
建 物 及 び 構 築 物	1,731,980	そ の 他	343,175
車 両 運 搬 具	217	[固 定 負 債]	[2,508,272]
リ ー ス 資 産	82,984	長 期 借 入 金	213,815
そ の 他	122,150	リ ー ス 債 務	87,958
(無 形 固 定 資 産)	(4,608,184)	繰 延 税 金 負 債	79,803
の れ ん	4,517,314	退 職 給 付 に 係 る 負 債	199,104
そ の 他	90,869	資 産 除 去 債 務	964,305
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(5,281,986)	預 り 保 証 金	851,364
投 資 有 価 証 券	637,918	そ の 他	111,921
繰 延 税 金 資 産	5,527	負 債 合 計	15,105,025
差 入 保 証 金	4,610,968	純 資 産 の 部	
そ の 他	38,947	[株 主 資 本]	[5,177,293]
貸 倒 引 当 金	△11,375	(資 本 金)	(100,000)
		(資 本 剰 余 金)	(7,840,669)
		(利 益 剰 余 金)	(△2,662,368)
		(自 己 株 式)	(△101,006)
		[その他の包括利益累計額]	[△202,552]
		その他有価証券評価差額金	△219,738
		退職給付に係る調整累計額	17,186
		[非 支 配 株 主 持 分]	[3,761]
		純 資 産 合 計	4,978,503
資 産 合 計	20,083,529	負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,083,529

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			13,229,571
売上原価			4,003,822
売上総利益			9,225,748
販売費及び一般管理費			15,325,896
営業外損失			6,100,147
営業外収益			
受取利息		4,971	
受取配当金		3,000	
受取手数料		22,151	
違約金収入		28,600	
雇用調整助成金		1,360,885	
その他		239,765	1,659,373
営業外費用			
支払利息		18,511	
持分法による投資損失		86,125	
貸倒引当金繰入額		3,000	
支払補償費		2,107	
その他		2,928	112,672
経常損失			4,553,447
特別利益			
固定資産売却益		713	
受取補償金		30,000	30,713
特別損失			
固定資産売却損		14,652	
固定資産除却損		26,333	
減損損失		1,211,054	
店舗閉鎖損失引当金繰入額		528,657	
新型コロナウイルス対応による損失		1,587,455	
早期割増退職金		144,940	
その他		28,647	3,541,742
税金等調整前当期純損失			8,064,476
法人税、住民税及び事業税		52,565	
法人税等還付税額		73,033	
法人税等調整額		960,770	940,302
当期純損失			9,004,778
非支配株主に帰属する当期純損失			450
親会社株主に帰属する当期純損失			9,004,328

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流 動 資 産]	[7,886,252]	[流 動 負 債]	[12,435,442]
現 金 及 び 預 金	5,982,540	買 掛 金	397,332
売 掛 金	163,403	F C 債 務	41,365
F C 債 権	548,488	短 期 借 入 金	10,000,000
商 品	184,906	リ ー ス 債 務	91,034
貯 蔵 品	23,973	未 払 金	579,237
前 払 費 用	369,198	未 払 法 人 税 等	165,541
そ の 他	1,001,471	未 払 受 金	312
貸 倒 引 当 金	△387,729	預 り 金	73,589
[固 定 資 産]	[11,919,051]	前 受 収 益	47,279
(有 形 固 定 資 産)	(1,866,205)	賞 与 引 当 金	163,292
建 物	1,666,019	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	354,941
構 築 物	2,560	資 産 除 去 債 務	502,376
車 両 運 搬 具	217	そ の 他	17,797
工 具、器 具 及 び 備 品	115,978	[固 定 負 債]	[2,282,851]
リ ー ス 資 産	81,429	リ ー ス 債 務	86,133
(無 形 固 定 資 産)	(4,176,279)	繰 延 税 金 負 債	79,118
の の れ ん	4,085,409	退 職 給 付 引 当 金	216,290
ソ フ ト ウ ェ ア	86,836	資 産 除 去 債 務	940,052
そ の 他	4,033	預 り 保 証 金	851,386
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(5,876,566)	そ の 他	109,869
投 資 有 価 証 券	635,468	負 債 合 計	14,718,293
関 係 会 社 株 式	748,587	純 資 産 の 部	
出 資 金	406	[株 主 資 本]	[5,306,747]
関 係 会 社 出 資 金	0	(資 本 金)	(100,000)
従業員に対する長期貸付金	229	(資 本 剰 余 金)	(7,840,669)
破 産 更 生 債 権 等	4,858	資 本 準 備 金	772,621
長 期 前 払 費 用	30,168	そ の 他 資 本 剰 余 金	7,068,047
差 入 保 証 金	4,467,636	(利 益 剰 余 金)	(△2,532,914)
そ の 他	586	利 益 準 備 金	313,177
貸 倒 引 当 金	△11,375	そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,846,092
		繰 越 利 益 剰 余 金	△2,846,092
		(自 己 株 式)	(△101,006)
		[評 価 ・ 換 算 差 額 等]	[△219,738]
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△219,738
		純 資 産 合 計	5,087,009
資 産 合 計	19,805,303	負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,805,303

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自 2020年4月1日）
（至 2021年3月31日）

（単位：千円）

科 目		金 額	
売 上	高		12,005,666
売 上 原 価			3,614,990
売 上 総 利 益			8,390,675
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			14,205,688
営 業 損 失			5,815,013
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	5,024		
受 取 配 当 金	3,000		
受 取 手 数 料	22,151		
違 約 金 収 入	28,600		
業 務 受 託 料	25,714		
雇 用 調 整 助 成 金	1,277,463		
そ の 他	177,077		1,539,032
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	17,789		
支 払 補 償 費	2,106		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,000		
そ の 他	2,902		25,797
特 別 常 損 失			4,301,778
特 別 利 益			
特 別 固 定 資 産 売 却 益	713		713
特 別 固 定 資 産 売 却 損	14,652		
固 定 資 産 除 却 損	25,915		
減 損 損 失	1,174,742		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	253,003		
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	528,657		
新 型 感 染 症 対 応 に よ る 損 失	1,503,832		
早 期 割 増 退 職 金	144,940		
そ の 他	20,191		3,665,936
税 引 前 当 期 純 損 失			7,967,000
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	49,515		
法 人 税 等 還 付 税 額	68,418		
法 人 税 等 調 整 額	944,936		926,034
当 期 純 損 失			8,893,035

（注）記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

チムニー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早稲田 宏	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古谷大二郎	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、チムニー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チムニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

チムニー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早稲田 宏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古谷大二郎	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、チムニー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、2021年1月18日をもって、監査役三浦千春氏は辞任により退任いたしました。監査役会の定員につきましては、法令及び定款の規定を満たしております。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、2020年7月15日開催の監査役会において、第13期監査役監査実施計画（基本方針、重点監査項目、職務分担、監査実施スケジュール等）を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、業務執行取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、非常勤社外取締役を含む取締役、内部監査室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、重要な子会社については、常勤監査役が当該子会社の監査役を兼務することにより、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、全取締役から「取締役の職務執行状況確認書」の提出を求め、調査いたしました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、会計監査人の監査に同行し、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑤内部監査室からは、子会社を含む監査の結果について、毎月の監査役会において報告を受け、また、定期的に会計監査人を含む三様監査の連携を図りました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④親会社並びに持分法適用関連会社との取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

チムニー株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 永 井 政 次 ㊟

社 外 監 査 役 中 原 慎 一 ㊟

社 外 監 査 役 越 仲 信 雄 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役13名選任の件

取締役全員12名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりそのうち2名が退任となります。今後の経営体制の一層の強化のため1名増員し、改めて取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	やま うち ひで はる 山 内 英 靖 (1962年11月15日生)	1985年4月 ㈱やまや入社 1985年12月 同社取締役仙台北支店長 1988年7月 同社取締役貿易部長 1994年10月 同社取締役経営企画室長 1999年4月 同社取締役営業部長 1999年6月 同社常務取締役営業部長 2002年6月 同社専務取締役営業本部長 2004年6月 やまや商流㈱取締役(現任) 2005年6月 ㈱やまや代表取締役社長 2006年6月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 2008年7月 やまや関西㈱代表取締役社長(現任) 2012年8月 やまや北陸㈱(現やまや東日本㈱) 代表取締役社長(現任) 2014年3月 当社取締役 2015年3月 当社取締役相談役 2016年3月 当社代表取締役会長(現任) 2018年11月 ㈱つば八代表取締役会長(現任) 2020年6月 マルシェ㈱取締役(現任) 2020年7月 ㈱やまや代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや代表取締役会長 やまや商流㈱取締役 やまや関西㈱代表取締役社長 やまや東日本㈱代表取締役社長 ㈱つば八代表取締役会長 マルシェ㈱取締役	—
2	い ずみ まなぶ 和 泉 学 (1946年6月6日生)	1970年4月 ジャスコ㈱(現イオン㈱)入社 1979年4月 ㈱コックドールジャスコ(現㈱イオン イーハート)出向 1990年11月 旧チムニー㈱代表取締役社長 2010年9月 当社代表取締役社長 2015年7月 当社代表取締役会長兼社長執行役員 2016年3月 当社代表取締役社長執行役員(現任) 2018年11月 ㈱つば八取締役 2019年6月 ㈱つば八代表取締役社長(現任) 2019年12月 ㈱シーズライフ取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱つば八代表取締役社長 ㈱シーズライフ取締役	418,200株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	みず かみ たか し 水 上 貴 史 (1974年 5 月 26 日生)	1993年11月 ㈱やまや入社 2009年 4 月 スピード㈱出向 営業部長 2010年 1 月 やまや関西㈱出向 統括営業部長 2012年 8 月 ㈱やまや九州営業部長 2015年 7 月 当社出向 執行役員商品部長代理 2018年 2 月 当社執行役員商品担当代理 2018年11月 ㈱つば八取締役(現任) 2019年 6 月 当社入社 2019年 6 月 当社取締役執行役員社長付特命担当 2019年12月 ㈱シーズライフ取締役(現任) 2020年 3 月 取締役副社長執行役員経営企画担当(現任) (重要な兼職の状況) ㈱つば八取締役 ㈱シーズライフ取締役	—
4	ね もと ひろ ぶみ 根 本 博 史 (1971年11月 9 日生)	1996年 4 月 旧チムニー㈱入社 2010年 9 月 当社執行役員管理本部訓練部長 2011年 1 月 当社執行役員営業統括本部第4事業本部部長 2012年 1 月 当社執行役員人事総務本部長 2013年 1 月 当社執行役員東日本事業本部長 2014年 1 月 当社執行役員直営統括部長 2014年 3 月 当社取締役常務執行役員直営統括部長 2015年 1 月 当社取締役常務執行役員直営営業担当 2016年 2 月 当社取締役常務執行役員直営営業担当兼新業態開発担当 2017年 2 月 当社取締役常務執行役員東日本直営担当 2018年11月 ㈱つば八取締役(現任) 2019年 2 月 当社取締役常務執行役員直営統括担当 2019年 6 月 兼店舗活性部長 当社取締役専務執行役員直営統括担当 兼商品担当兼店舗活性部長 2019年10月 当社取締役専務執行役員商品担当 2020年 3 月 当社取締役専務執行役員管理担当兼専門業態担当(現任) 2020年 4 月 ㈱紅フーズコーポレーション取締役(現任) めっちゃや魚が好き㈱代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱つば八取締役 ㈱紅フーズコーポレーション取締役 めっちゃや魚が好き㈱代表取締役	46,900株
5	い とう ひろ せき 伊 藤 浩 之 (1969年 9 月 18 日生)	1995年 4 月 デンアライド㈱入社 2004年 2 月 旧チムニー㈱入社 2012年 1 月 当社執行役員東日本直営事業本部長 2013年 1 月 当社執行役員西日本事業本部長 2014年 3 月 当社執行役員中国・九州事業部長 2015年 1 月 当社執行役員商品部長 2016年 2 月 当社取締役常務執行役員商品担当兼新業態開発担当 2016年 3 月 当社取締役常務執行役員商品担当兼新業態開発担当兼商品部長 2017年 2 月 当社取締役常務執行役員西日本直営担当 2019年 2 月 当社取締役常務執行役員専門業態担当 2019年 3 月 当社取締役常務執行役員専門業態担当兼コントラクト事業部長 2019年 3 月 ㈱紅フーズコーポレーション取締役 2019年 3 月 めっちゃや魚が好き㈱取締役 2019年 5 月 ㈱紅フーズコーポレーション代表取締役 2019年 5 月 めっちゃや魚が好き㈱代表取締役 2019年 6 月 当社取締役常務執行役員専門業態担当 2019年10月 当社取締役常務執行役員直営統括担当 2020年 3 月 当社取締役常務執行役員直営統括担当兼東日本直営担当 2021年 4 月 当社取締役常務執行役員直営統括担当(現任)	6,200株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
6	てら わき つよし 寺 脇 剛 (1963年 3 月 23 日生)	2004年 7 月 ㈱マイカルカンデボーレ入社 2008年11月 旧チムニー㈱入社 2009年12月 当社関西事業部長 2010年 6 月 当社関西・四国事業部長 2011年 1 月 当社店舗サポート部長 2011年 7 月 当社FC事業部長 2013年 7 月 当社執行役員FC事業本部長 2014年 1 月 当社執行役員FC事業部長 2015年 1 月 当社執行役員事業推進部長 2016年 2 月 当社執行役員FC事業部長 2016年 3 月 当社取締役執行役員FC事業部長 2018年 2 月 当社取締役常務執行役員管理担当兼総務部長 2019年 3 月 当社取締役常務執行役員管理担当 2019年10月 当社取締役常務執行役員管理担当兼FC事業部長 2020年 3 月 当社取締役常務執行役員FC事業部長(現任)	—
7	さ とう こう や 佐 藤 浩 也 (1966年 8 月 31 日生)	1989年 4 月 ㈱やまや入社 2003年 6 月 同社取締役営業部長 2006年 6 月 同社執行役員営業部長 2007年 6 月 同社常務執行役員営業部長 2012年 6 月 やまや商流㈱取締役(現任) 2013年 6 月 ㈱やまや取締役専務執行役員営業部長 2015年 3 月 当社取締役(現任) 2018年11月 ㈱つば八取締役(現任) 2020年 7 月 ㈱やまや代表取締役社長兼社長執行役員(現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや代表取締役社長 やまや商流㈱取締役 ㈱つば八取締役	—
8	た わら ぐち ゆう き 田 原 口 裕 基 (1971年 2 月 16 日生)	1994年 4 月 ㈱やまや入社 2006年 6 月 同社経理部課長 2007年 3 月 同社経理部次長 2012年 6 月 同社経理部部长 2014年 6 月 同社執行役員経理部長(現任) 2017年 6 月 当社取締役(現任) 2018年11月 ㈱つば八取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや執行役員経理部長 ㈱つば八取締役	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
9	おお ぜき ひとし 大 関 均 (1958年 8 月 14 日生)	1982年 4 月 日本合同ファイナンス㈱（現㈱ジャフコ）入社 1988年 4 月 同社投資第 2 部投資 2 課長 1990年10月 同社仙台支店長 1995年 7 月 同社人事部次長 1998年 4 月 同社第 1 投資グループ投資 1 チームマネージャー 2006年 4 月 同社第 4 投資運用本部投資運用 1 部長 2010年 4 月 同社開発投資運用本部開発投資運用 1 部長 2011年10月 優成監査法人入所 2012年 7 月 同社特定社員就任 2013年 2 月 優成アドバイザリー㈱代表取締役 2017年 6 月 当社取締役（現任） 2018年 7 月 太陽有限責任監査法人パートナー（現任） （重要な兼職の状況） 太陽有限責任監査法人パートナー	—
10	おき た み え こ 沖 田 美 恵 子 (1975年 8 月 7 日生)	2000年 4 月 東京地方検察庁 検事 2005年 4 月 弁護士登録（弁護士職務経験） 2007年 4 月 広島地方検察庁 検事 2009年 7 月 ㈱産業革新機構（現㈱産業革新投資機構）出向 2011年 7 月 東京地方検察庁 検事 2013年 3 月 検事退官 2013年 4 月 弁護士登録 2019年 6 月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 島田法律事務所パートナー弁護士	—
※ 11	あ べ ま こ 阿 部 真 琴 (1972年 1 月 26 日生)	1998年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2002年 4 月 公認会計士登録 2013年10月 当社入社 管理本部長 2014年 1 月 当社財務部長 2014年 3 月 当社執行役員財務部長 2016年 3 月 当社取締役執行役員財務部長 2017年 6 月 当社執行役員財務部長 2020年 3 月 当社執行役員財務担当（現任）	100株
※ 12	おお さき ゆう じ 大 崎 裕 二 (1968年11月13日生)	2003年 2 月 ㈱やまや 入社 2007年 3 月 同社情報システム部次長 2009年 7 月 同社情報システム部長 2014年 6 月 同社執行役員情報システム部長（現任）	—
※ 13	ぬか つか き く お 糠 塚 紀 久 雄 (1967年11月26日生)	1997年 4 月 ㈱やまや 入社 2007年11月 同社営業部課長 2016年10月 同社営業部次長 2020年 3 月 同社商品部次長 2020年 8 月 同社商品部長（現任）	—

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
3. 大関均氏及び沖田美恵子氏は社外取締役候補者であります。
- なお、大関均氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。また、沖田美恵子氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
4. 大関均氏につきましては、投資会社、監査法人、アドバイザリー企業で蓄積された豊富な経験に基づき、企業の状況を的確につかみ本質的な指摘を頂き且つ多面的で長期的な視点から当社の経営に参画して頂くべく、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- また当社は、同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏の選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
5. 沖田美恵子氏につきましては、これまでの検事、弁護士としての経験を活かし、法律専門

家として客観的に当社の企業運営に対する意見を頂戴したいため社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

また、当社は、同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏の選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。

6. ㈱やまやは当社の親会社であります。
7. やまや商流㈱及びやまや関西㈱並びにやまや東日本㈱は㈱やまやの子会社であります。
8. ㈱つば八は㈱やまやの子会社であり、当社の関連会社であります。
9. ㈱紅フーズコーポレーション及びめっちゃ魚が好き㈱並びに㈱シーズライフは当社の子会社であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役中原慎一氏は本総会終結の時をもって辞任され法定の監査役員数が不足となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、社外監査役である同氏の辞任に伴い、常勤監査役永井政次氏を常勤社外監査役として取り扱うこととなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
はや さか よし あき 早 坂 克 昭 (1959年3月7日生)	1998年10月 ㈱やまや 入社 2001年4月 同社経理部課長 2006年6月 同社経理部次長 2008年2月 同社経理部長 2012年6月 同社常勤監査役（現任） 2018年12月 ㈱つば八監査役（現任） 2019年6月 やまや東日本㈱監査役（現任） 2021年1月 やまや関西㈱監査役（現任）	—

(注) 1. 早坂克昭氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. 早坂克昭氏を監査役候補とした理由

早坂克昭氏につきましては、事業会社での長年に亙る経理実務で蓄積された豊富な経験に基づく高い見識を当社経営に活かして頂きたいため監査役候補とするものであります。

また当社は、本議案が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

3. ㈱やまやは当社の親会社であります。

4. やまや東日本㈱及びやまや関西㈱は㈱やまやの子会社であります。

5. ㈱つば八は㈱やまやの子会社であり、当社の関連会社であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
おし うみ かず あき 鴛 海 量 明 (1965年7月17日生)	1990年4月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所 1993年3月 公認会計士登録 1993年7月 公認会計士・税理士山田淳一郎事務所（現税理士法人山田＆パートナーズ）入所 1996年9月 鴛海量良公認会計士事務所入所 1996年12月 税理士登録 2000年1月 おしうみ総合会計事務所開設 2000年11月 優成監査法人（現太陽有限責任監査法人）パートナー 2010年1月 税理士法人おしうみ総合会計事務所代表社員（現任） 2020年5月 ソーバル㈱監査役（現任）	—

- (注) 1. 鴛海量明氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 鴛海量明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 鴛海量明氏につきましては、公認会計士及び税理士としての専門的知識及び豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見があります。また、その経験を活かし、当社において社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、補欠の社外監査役候補者と致しました。
4. 鴛海量明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏が社外監査役に就任された場合、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、鴛海量明氏の選任が承認された場合、同氏の社外監査役就任時に同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

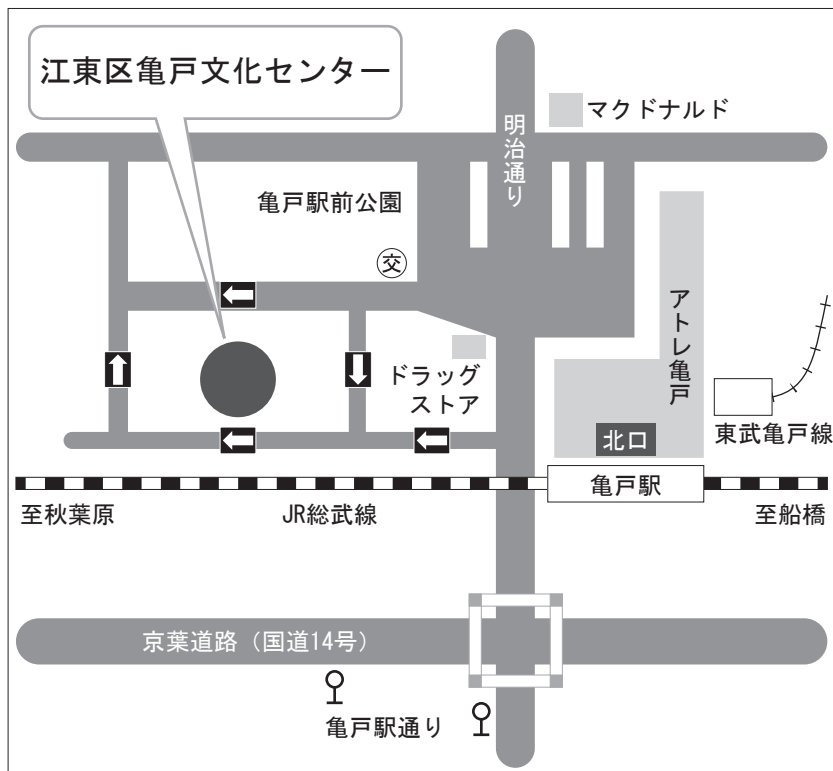
以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 東京都江東区亀戸二丁目19番1号

江東区亀戸文化センター 3階 カメラホール



交通案内

●JR総武線：「亀戸駅」下車 北口改札徒歩約2分